

京都丹波グッズ及びロゴマーク使用取扱規定

南丹広域振興局
地域連携・振興部企画・連携推進課

(目的)

- 1 南丹広域振興局では、地域づくりの指針である「新京都丹波ビジョン」(南丹地域振興計画)に基づき、「京都丹波」地域の魅力を皆さんと一緒に発信していく「見える化」の取組を推進しています。そのため、はっぴ・のぼり・DVD(以下「京都丹波グッズ」という。)及びロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとします。

(使用申請)

- 2 京都丹波グッズ及びロゴマークを使用する時は、あらかじめ使用申請書を京都府南丹広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課(以下「企画・連携推進課」という。)に提出し、その承認を受けなければなりません。

(使用承認基準)

- 3 使用申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号いずれかに該当するときは、使用を承認しないものとします。
 - (1) 京都丹波のイメージ、品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
 - (3) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (4) その他、事務局が不適切であると判断したとき。

(使用料)

- 4 使用料は無料とします。

(使用上の遵守事項)

- 5 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

<はっぴ・のぼり>

- (1) 第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 火気、危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 使用後は、クリーニングを行ってから返却することとし、破損又は損傷した場合は、申請者の責と負担により補修等を行い、現状に復すこと。

<ロゴマーク>

- (6) 申請した使用方法以外での使用は認めません。
- (7) 拡大、縮小することは可能とするが形状の変更は認めません。
- (8) 使用した現物又は写真、URL等を提出すること。

<DVD>

- (9) 第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (10) 使用期間を遵守すること。
- (11) 破損又は損傷した場合は、申請者の責と負担により補修等を行い、現状に

復すこと

(管理者の責任)

- 6 京都丹波グッズ及びロゴマークの使用により、申請者が受けた被害、または申請者が第三者に与えた損害に対しては、企画・連携推進課は一切その責を負いません。

附則

この規定は、平成24年4月5日から施行する。

附則

この規定は、令和元年10月2日から施行する。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。